

(その1)

(令和 4 年分) 収 支 報 告 書

整理番号 5105

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(よこさわたかのりこうえんかいいれんごうかい)
横沢たかのり後援会連合会

2 主たる事務所の所在地
岩手県盛岡市大通三丁目1番24号
第三菱和ビル5階

3 代表者の氏名
伊藤 勢至

4 会計責任者の氏名
平野 優

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 公職の種類 _____ 資金管理団体の届 出をした者の氏名 _____
<input checked="" type="checkbox"/> 無

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名 横沢 高德
公職の種類 参議院議員 (現職)

資金管理団体の指定の期間 (※1)	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

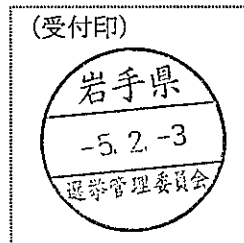
国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間 (※2)	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

※1 報告対象年の1月1日から12月31日までの間に資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

※2 報告対象年の1月1日から12月31日までの間に国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

事務担当者 収支報告書の内容に関する問い合わせに
応じられる方の氏名・電話

(氏名) 平野 優
(電話) 019-625-6601



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				10,000
支 出 総 額				10,000
翌年への繰越額				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
				0
員 数				0 ^人

(2) 寄 附					
ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				10,000	
〔うち特定寄附〕				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)				10,000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計 (ア+イ)				10,000	

注) 「寄附」による収入がある場合は、(その7)の記載が必要です。

(その7)

(1、2、3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳			寄附者の区分			
			① 個人 2. 法人その他の団体 3. 政治団体			
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
この頁の小計	0					
その他の寄附	10,000					
合計	10,000					

注1) 寄附者の区分(個人、法人その他の団体、政治団体)ごとに記載してください。
注2) 同一の者(団体等)からの年間合計額が5万円を超える(5万1円以上)寄附については、氏名(名称)、金額、年月日、住所(所在地)及び職業(代表者の氏名)を記載してください。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、金額にかかわらず内訳欄の記載が必要です。
以上に該当しないものは、「その他の寄附」欄に金額をまとめて記載してください。

注3) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して「年月日順」に記載し、その寄附者(団体等)ごとに「計」を入れてください。
注4) 特定寄附については、例えば、甲野太郎(公職の候補者)が当該資金管理団体の届出をした者である場合、「寄附者の氏名(又は名称)」欄に「(特)甲野太郎」というように記載してください。
(特定寄附とは、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附することをいいます。)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額 ³		備考	
項目		金額		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
		十億	百万	千	
1 経 常 経 費	(1) 人件費			0	
	(2) 光熱水費			0	
	(3) 備品・消耗品費			0	
	(4) 事務所費			10,000	
	小計			10,000	0
2 政 治 活 動 費	(1) 組織活動費			0	
	(2) 選挙関係費			0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)			0	0
	ア 機関紙誌の発行事業費			0	
	イ 宣伝事業費			0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			0	
	エ その他の事業費			0	
	(4) 調査研究費			0	
	(5) 寄附・交付金			0	
	(6) その他の経費			0	
小計			0	0	
合計				10,000	

注) 支出先が当該政治団体の本部又は支部となっているものは各項目の備考欄に金額を記載し、さらに(その16)にも内訳を記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	10,000				
合計	10,000				

注1) この様式は「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」のみ作成してください。

注2) 経常経費のうち、人件費を除く、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費についてそれぞれ別葉で作成してください。（「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」と記載してください。）

注3) 資金管理団体は、1件当たり5万円以上の支出について個別に記載し、5万円未満の支出については「その他の支出」に一括して記載してください。

注4) 国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える（1万1円以上）支出について個別に記載し、1万円以下の支出については「その他の支出」に一括して記載してください。

注5) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気の使用料」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」というように具体的に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注) 有無について、□にチェックしてください。「有」にチェックした場合は、資産等の項目別区分ごとに(その18)に記載してください。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 2 日

政治団体の名称 横沢たかのり後援会連合会

会計責任者の氏名 平野 優



※代表者の氏名
(解散する場合のみ記入すること)




注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

注2) 「※代表者の氏名」欄は、解散する場合に記名押印又は署名し、署名は必ず代表者本人が自署すること。また、「政治団体解散届」を同時に提出すること。

政治資金監査報告書

令和5年2月2日

横沢たかのり後援会連合会
会長 横沢 高德 殿

登録政治資金監査人 工藤克之 
登録番号 第3111号
研修終了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下、「法」という。第19条の13第1項の規定に基づき、横沢たかのり後援会連合会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、横沢たかのり後援会連合会の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定す

る収支報告書（※1）は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

- （4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

横沢たかのり後援会連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、横沢たかのり後援会連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

- （※1）政治団体が解散したときに提出する収支報告書の場合は、「法第12条第1項に規定する収支報告書」とすること。

- （※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

（注）政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができる条件として以下の場合が考えられるとのこと。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実態が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合